

青少年相談員だより

—愛のパトロール—



私たち青少年相談員は、青少年の健全育成、非行防止、そして環境浄化のために活動しています



問い合わせ 市児童福祉課 ☎内線1731

特集

健全育成に協力を！ 「立入調査の報告」

この調査は、昨年10月から12月にかけて、日ごろから青少年の健全育成にご協力いただいている店舗について、各中学校区1店舗を選定し、「立入調査」を実施しました。

調査は、抜き打ちに行われるものではなく、実施店舗の協力のもとに手順を経て行われるものです。昨年4月、茨城県青少年条例の大幅な改正がありました。この条例では、事業者の責務として青少年に関する法令や条令に規定されている事項がきちんと守られているかどうか、また、物品の販売、事業活動にあたり青少年の健全育成を阻害していないか、また青少年の万引きなどの非行、深夜徘徊などの不良行為を防止することなどが定められています。(第七条事業者の責務)

◆牛久第一中学校区

学校区内にある数多くの店舗の中からコンビニエンスストアの立入調査を実施しました。

立入調査は、主に成人向け雑誌などの有害図書を対象にその取り扱いについて行うのですが、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に準じて、適確に行われていることが確認できました。



成人向け雑誌は、ほかの図書と区分して陳列され、ビニールひもが掛かり、さらに販売の際は年齢確認が運転免許証で行われるなどのさまざまな方策が施され、青少年たちが容易に目に触れたり、購入できないよう慎重に取り扱われていました。酒類、たばこの販売時の年齢確認も運転免許証で確認されていると聞き、青少年健全育成に対する店舗経営者、従業員全ての方々の意識がとても高いことが感じられ、安心しました。

◆牛久第二中学校区

立入調査は、コンビニエンスストアで行いました。

今回の立入調査では、有害図書の取り扱いについてや深夜の利用状況などを店長に伺いました(左写真)。有害図書に関しては、陳列する本の選別をしたり仕切りをきちんとしたりするなど注意し、深夜の来店時の対応状況では、午後11時までの帰宅を勧めているそうです。

一日を通しての利用状況は、50歳以上が48%を占め、酒、たばこの販売時の年齢確認は聞き取りで確認しているそう

ですが、身分を証明するものがないときは販売しないことを店長はじめ従業員が徹底して行っているそうです。未成年の犯罪については、万引きが一時ありましたが、学校と連携を図って対応しているそうです。

このように訪問した店舗では、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に沿った対応がなされており、今回の立入調査にもとても協力的でした。

◆牛久第三中学校区

図書、DVDの販売・買い取りの店の立入調査を実施しました。

店舗入り口付近は一般図書、ほかは成人向けの図書、DVDが陳列されて、お客さんの9割は成人ということでした。成人コーナーは「18歳未満はお断わり」のれんで仕切られており問題はありませんでした。しかし、一般図書棚に有害図書が混在しており成人コーナーへの移動をお願いし、その場で改善してもらいました。午後4時ごろから8時ごろまでは、制服姿で学校帰りと思われる中高生が立ち寄ることもあるとのこと、有害図書資料を提示し理解と協力をお願いしました。

年齢確認については、免許証、保険証で行っており、実際、18歳未満の子への販売を阻止した例を聞きました。帰宅を促すなど引き続き声掛けをしてくださるようお願いをしま

した。今回立入調査をして、有害図書などに関する条例を関連事業者に周知徹底することの重要性、その方法について考えさせられました。

◆下根中学校区

ひたち野うしく駅前書店へ調査に行きました。

調査は、(一)一般図書と有害指定図書を区分陳列し、青少年の閲覧を禁止する (二)販売時の年齢確認 (三)未成年の深夜入場(午後11時～午前4時)への対応などです。

法令上指導する点は特になく、アダルト本のビニール掛けなど店独自の工夫も見られました。またレンタルの時は、会員カードで年齢が分かれますが、販売の時は店側も目視で未成年者と成人を見分けているそうです。

携帯電話の有害サイトから青少年を守るために「フィルタリングサービス」を利用しましょう。未成年のアダルト本購入を制限する方法として「成人向け書籍を購入の際には身分証明書の提示をお願いする場合があります」と、店内に表示してもらいなども一つの方法ではないかと思えます。

◆牛久南中学校区

書籍販売店を調査しました。図書については、包括指定有害図書、個別指定有害図書について店長をはじめ、従業員の方に有害図書取り扱い状況について質問しました。

成人図書のコーナーでは、一般図書との間や通路側に直接青少年の目に触れないように仕切り板を設置することになっていますが、片側一方所に設置がなかったため、口頭および文書により改善事項をお願いし、その後改めて訪問して改善結果を確認しました。茨城県が指定した個別指定有害図書については、一品目が一般コーナーに陳列されており、「成人コーナー」に陳列場所の移動をお願いしました。

この調査を実施して、店長ほか従業員の方も図書取り扱いにはビニール掛けやひも掛けに気配りしていること、夜遅くに青少年の姿を見たら帰宅を促すなど声掛けをしていることを聞き、今後も地域の青少年を見守ってくださるようお願いしました。



改善後のコーナー

「青少年健全育成に協力する店」登録時アンケートより(抜粋)

「コンビニを始めて驚いたのは、子供に酒、タバコを買い与える親がいるという事です。注意しても逆ギレしたり、かえってどなりこんで来るなど、一店舗、一個人の対応では限界もあると痛感しています。やはり、学校も含め地域ぐるみで対応していかねければいけないと思います。」

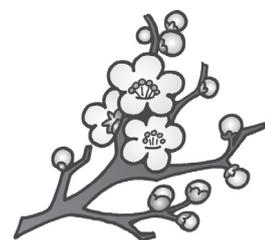
(※「青少年の健全育成に協力する店」協力引受書アンケートより)：店舗より寄せられましたご意見の一部を掲載させていただきます。

功労者表彰受章

10月27日、

茨城県立県民文化センターで「第40回茨城県青少年相談員研修大会・記念大会」が開催されました。

大会では、青少年相談員として長きにわたる活動の功績に対して表彰が行われ、市からは、19年間活動し、平成21年度退任した柳井哲也さん(前牛久市青少年相談員連絡会会長)が「青少年相談員功労者表彰」を受賞しました。



見たことがありますか！ このステッカー

～みんなの力でよい社会環境を～ 青少年の健全育成に 協力する店

茨城県
(社)青少年育成茨城県民会議
茨城県青少年相談員連絡協議会

「青少年の健全育成に協力する店」 (新規登録店)

- ・セブン-イレブン牛久南店
- ・セブン-イレブン牛久駅西店
- ・ファミリーマートひたち野うしく東店
- ・クリエイトエスディー茨城牛久中央店

青少年がよく出入りする店舗(コンビニエンスストア、書店、複合カフェなど)へ、青少年の健全育成に向けてのご理解とご協力をお願いしています。平成22年10月以降、4店舗の新規の登録をいただき、平成23年2月1日現在の登録数は、95店舗です。

子どもたちへの明るい未来づくりの手助けとして、今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。